

スタートアップスタジオ構築業務仕様書

1. 委託業務名

スタートアップスタジオ構築業務

2. 背景

本市では、地域経済をけん引するロールモデルとなる起業家の輩出や社会課題に対して持続可能な解決に挑戦する社会起業家の育成など、起業支援施策を実施し、スタートアップ・エコシステムの発展に向けて取り組んでいる。

これまでの取り組みの結果、スタートアップを支援する環境が整いつつあるが、さらなる発展に向けては、大規模なスタートアップ支援拠点が存在しないため、事業構築、財務、人事、販路開拓等の分野におけるスタートアップからの相談受付体制が分散していることや、ベンチャーキャピタル（以下、VC）やアクセラレーター、大企業等と、東北地方のスタートアップのマッチングやコミュニティ形成の場づくりに課題があり、スタートアップに対するワンストップ支援拠点の形成が必要である。

3. 事業概要・目的

本業務ではスタートアップを対象として、産学官金が連携した相談から個別支援までのワンストップ支援窓口の体制構築を目指し、相談窓口を運営するとともに、首都圏のVC等支援者の呼び込みとスタートアップとのマッチング機会の創出・ネットワーク形成を図る。また、有望なスタートアップに対し、メンタリング等の伴走支援を実施し、事業成長につなげることを目的とする。

この取り組みを通じて、スタートアップの支援体制の充実を図り、仙台・東北から社会的・経済的インパクトをもたらし、世界へ挑戦するスタートアップが連続的に生まれるスタートアップ・エコシステムの構築につなげる。

4. 業務の内容

(1) 仙台スタートアップスタジオの運営

① スタートアップを対象とした相談窓口の運営

本市職員や地域の経済団体と連携したアドバイザリーボード（地元経営者によるアドバイス等）、スタートアップ支援に知見を有する専門家等と連携し、メールやWEB会議システムを使用し、スタートアップを対象とした相談体制を構築すること。

また、必要に応じて相談内容を委託者と共有し、連携しながら運営すること。

【相談体制について】

- ・専用のメールアドレスやWEB会議システムの有料アカウントを取得し、スタートアップからの相談に対応する窓口担当者を選任すること。
- ・上記窓口担当者に加え、スタートアップの相談ニーズに対応できるよう、本市と協議の上スタートアップのビジネスモデルのブラッシュアップや事業成長支援ができる専門家等を相談員として選定し、相談体制を構築すること。
- ・相談対応は原則オンラインで実施することとする。オンライン相談に加え、委託者が指定する場所での対面での相談対応を行う（時期：令和5年11月以降、時間：週1回（8時間程度）。相談対応日や

時間帯については別途委託者と協議の上決定する。

- ・相談対応件数は、以下を想定している。なお、相談対象は東北地域に事業所が既にある、もしくは開設予定のスタートアップを想定しているが、委託者と事務局との協議の上、本市のスタートアップ・エコシステム形成に寄与する者であると判断した場合は上記以外の者も相談対象とする。

起業前相談件数 : 延べ 50 件程度

起業後相談件数（既に起業しているスタートアップ）: 延べ 50 件程度

成果目標として、利用者数延べ 1000 名／年、資金調達額 1 億円／年とする。

②外国人創業・起業活動促進事業（スタートアップビザ）の相談対応

- ・外国人創業・起業活動促進事業（スタートアップビザ）の相談対応に関しては、委託者と連携しながら、メールや WEB 会議システム等による外国語（英語を想定）相談対応が可能な体制とすること。
- ・以下の相談対応業務を想定している。

【相談対応業務】

スタートアップビザ活用希望者からの問い合わせ対応（メール、面談等）

スタートアップビザ活用希望者の申請要件の確認

創業（起業）活動計画書の内容確認及び計画書内容へのフィードバック

スタートアップビザを活用して入国した外国人創業人材に対する委託者が実施する創業（起業）

活動の進捗状況確認会議への同席（オンライン参加も可とする。頻度としては、1 か月に 1 回程度を想定）

- ・契約締結日から契約終了日までのスタートアップビザの問い合わせ件数は 20 者程度、創業（起業）活動計画書の内容確認及び計画書内容へのフィードバックは 10 者程度で想定している。

③セミナーや交流会等イベントの開催

スタートアップ・エコシステム形成を目的とし、大学研究シーズの事業化を目指す者や、起業を志す若者（高校生、大学生等）等の発掘、スタートアップの事業成長に資する交流会、セミナー等のイベントを 8 回程度開催すること。

スタートアップに対する投資の呼び込み等を目的として、市内外のスタートアップ支援者や海外アクセラレーター等とも積極的に連携すること。

市内でのイベント会場費及び市が指定するイベントのオンライン配信費用を計上すること。

本イベントに係る広報として、実績のあるデザイナー等と連携し、イベントチラシ・バナーの作成や受託者が運用している SNS 等で発信し、イベントの集客に取り組むこと。

なお、セミナーや交流会等イベントの実施にあたっては、委託者が別途実施する事業との重複が内容委託者と協議のうえ実施内容を決定すること。

④スタートアップに対するハンズオン支援の実施

本市がこれまで支援してきた東北グロースアクセラレーター採択企業や J-Startup TOHOKU 選定企業などを中心に公募・審査の上、有望なスタートアップを 5 社程度選抜すること（原則として、東

北管内に事業所を有する者とする)。

選抜したスタートアップに対して、地域の産学官金等の支援者と連携し各社のニーズに合わせたハンズオン支援を実施すること。委託者が想定する支援内容は以下のとおりであるが、より効果的と考える支援を提案することは差し支えない。

- ・ 支援期間中の到達目標の設定、支援計画の作成
- ・ 副業・兼業・インターン等の採用活動支援
- ・ 大企業の資金や販路等の資源の活用による事業拡大を目指した連携活動支援
- ・ 投資資金獲得を目指した活動支援
- ・ その他スタートアップの事業の推進に有益な支援先につなげる活動

⑤ スタートアップスタジオのロゴ作成

仙台スタートアップスタジオのロゴを作成し、データで提出すること。なお、本ロゴを作成する担当は実績のあるデザイナー等とし、委託者と協議の上、決定する。

本著作物にかかる一切の著作権は、本市に帰属するものとする。

⑥ スタートアップスタジオ・オープニングイベントの開催

仙台スタートアップスタジオの設置場所であるアーバンネット仙台中央ビルの開業に合わせ、オープニングイベントを開催すること。

オープニングイベントを開催するにあたっては、企画、登壇者の確保、広報、カメラマンの手配、集客、当日の運営、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を行うこと。会場設営（音響・照明等含む）・会場手配・配信にかかる経費は提案に含めなくてよい。

実施時期：令和6年3月頃

実施内容：支援を行った企業によるプレゼンテーション、パネルディスカッション等

実施場所：アーバンネット仙台中央ビル

(2) 仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会関連事業の実施

仙台・東北地域におけるスタートアップ・エコシステムの発展に向け、先進地域の事例を学ぶ勉強会や、地域のスタートアップや支援者等との意見交換会・交流会、地域の経済団体と連携したアドバイザーボード（地元経営者によるアドバイス等）の運営等を行う。

なお、テーマの設定、登壇者の選定、開催回数の決定にあたっては、委託者と協議のうえ決定すること。

① 先進地域の事例を学ぶ勉強会及び意見交換会の開催

- ・ 実施時期：業務委託契約締結後から令和6年3月まで
- ・ 実施回数：月に1回程度（仕様書4. (1)②で開催するイベントの合同開催も可とする）
- ・ 実施内容：首都圏や他のスタートアップ・エコシステム拠点都市の取り組みや支援施策に関する
レクチャー
- ・ 実施場所：原則として委託者が無償で提供するが、別途協議のうえ決定する

②地域の経済団体と連携したアドバイザリーボードの構築・運営

- ・実施時期：業務委託契約締結後から令和6年3月まで
- ・実施内容：地域の経済団体に所属する企業経営者等と、地域のスタートアップとをマッチングし、ビジネスプランや経営、販路拡大に関するアドバイスを行う
(事務局として日程調整等を行うこと)
- ・実施場所：原則として委託者が無償で提供するが、別途協議のうえ決定する

③仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会ホームページを活用した情報発信

本業務の実施内容の周知・広報にあたり、別途委託者が業務委託を行う事業者と連携し、仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会ホームページを活用した情報発信を行うこと。

なお、ホームページの保守運用・改修費は別途委託者が業務委託を行う事業者が負担する。

(3) 実施拠点の確保

本業務の遂行にあたり、委託者と協議の上、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、仙台市内の拠点に加え首都圏等に拠点を設けることも差し支えない。

(4) アンケート等の実施

支援対象スタートアップ及びイベント参加者に対し、アンケートなどを実施し、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすように取り組むこと。

(5) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(4)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容などをまとめた報告書（データとA4の紙媒体）や写真・映像データ等を提出すること。

(6) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 将来的な自走化に向けた地域の支援機関や首都圏等の企業、自治体、大学等との連携体制の強化に取り組むこと。

5. 委託料

委託料の上限額は32,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）。

6. 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

7. その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

以 上